

令和3年(行ウ)第[]号 所得税更正処分取消請求事件

原 告 []

被 告 国(処分行政庁)[]税務署長

答 弁 書

令和3年7月1日

大阪地方裁判所第7民事部合議3係 御中

被告指定代理人

〒530-0047 大阪市北区西天満一丁目11番4号

大阪法務局北分庁舎

大阪法務局訟務部(送達場所)

(電話 06-6311-9347)

(FAX 06-6311-9349)

部 付 石 間 大 輔

訟 務 官 市 谷 諭 史

訟 務 官 小 泉 雄 寛

〒540-8541 大阪市中央区大手前一丁目5番63号

大阪合同庁舎第3号館

大阪国税局課税第一部国税訟務官室

国税訟務官 北村文夫

総括主査 大田美香

主 査 辰 巳 博 惠



國 稅 實 査 官 上 之 原 誠



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面で明らかにする。